

千葉市水道事業運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市水道給水条例（昭和50年千葉市条例第6号）第45条第5項の規定に基づき、千葉市水道事業運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の運営に関する事項について協議し、または必要と認める事項について調査し、市長に意見を具申するものとする。

(役員)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要と認めるときに召集する。
2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、水道局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和50年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月11日から施行する。